

阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

平成 7 年 7 月 2 8 日

阪神・淡路復興対策本部

## 阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

### 阪神・淡路復興対策本部

1. 政府は阪神・淡路大震災発生以来、被災地の一日も早い復旧・復興を目指し、国の取りうる政策手段を最大限活用して取り組んできた。

4月28日には、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定し、復旧・復興施策について当面必要となる施策を早急に講ずる等、これまでに16本の特別立法措置や合わせて2兆4,500億円を超える2度の補正予算を編成するなど迅速かつ的確に必要な施策を実施してきた。

2. 地元兵庫県は、このほど、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して2005年を目標とする復興計画を策定した。この復興計画は、地元が主体となりとりまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に、実施すべき施策をまとめたものとなっている。

なお、復興計画には、既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれているので、計画を実施していくに当たっては、国・県・市町・民間の各事業主体が相互に連絡をとって、全体として円滑な執行が図られるよう個々の事業の着手・進捗等について十分に調整していく必要がある。

3. 阪神・淡路復興委員会は、復興計画について審議を重ね、7月18日に同委員会意見が政府に提出された。

政府としては、この意見を踏まえ、復興計画の実現を最大限支援することとする。

復興計画の実現に当たって、政府は、緊急を要するものから順次、重点的に、具体的支援措置を講ずることとする。特に、復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととする。

4. 阪神・淡路地域の復興に当たっては、当該地域の我が国経済社会における役割や地域の有するポテンシャル及び同地域に期待される将来像を踏まえる必要がある。

る。

関西圏においては、関西国際空港の開港、関西文化学術研究都市、明石海峡大橋等の大規模プロジェクトの進展、さらには大阪湾ベイエリアの総合的な整備の推進など、近畿圏全体、我が国全体の発展を牽引する地域として、そのポテンシャルが高まってきている。

阪神・淡路地域は、このような関西圏の中において、人口及び産業の高い集積を有しており、我が国最大の国際海上コンテナ基地である神戸港をはじめとする物流機能、産業機能、観光機能、コンベンション機能、国際交流機能、文化創造機能等の高次都市機能を有する中枢都市圏として、関西圏さらには我が国経済社会の発展を牽引してきたところである。また、東西交通の大動脈を形成している地域でもある。

一方、我が国の経済構造が大きな変革期を迎えているなかで、阪神・淡路地域を取り巻く経済的環境は厳しさを増しつつあり、この度の震災によりこうした動きが加速されることも懸念されているが、阪神・淡路地域は、こうした厳しい環境を乗り越え、今後とも、安全、快適で魅力と活力にあふれた世界都市関西の形成に向けてその一翼を担うことが期待されており、この地域の日も早い復興は、我が国の将来にとっても極めて重要な課題である。

5. 政府としては、阪神・淡路地域に関するこのような基本認識のもと、「生活の再建」、「経済の復興」及び「安全な地域づくり」を復興の基本的課題として取り組んでいくこととする。

復興のための各種施策は互いに関連をもって計画、実施されていくべきものと考えられるが、まず、被災者が新たな生活への意欲を持つことができるような「生活の再建」が重要であり、市民生活の安定を図るための施策を早急に講じる必要がある。また、市街地の復興とともに、新しい文化的環境を創造していく必要がある。

次に、雇用の確保と安定を図り、地域を活性化していくための「経済の復興」が重要であり、インフラ整備と併せ、きめの細かい、かつ総合的な産業支援施策を講じる必要がある。また、「経済の復興」は単に震災前の状態に戻すことによって達成されるものではなく、阪神・淡路地域の経済社会が将来に向けより一層の活力をもつように努めていくことが必要である。

第三に、今回の大震災の教訓を踏まえた「安全な地域づくり」が重要であり、防災性、快適性、利便性を備えた地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

阪神・淡路地域の復興は、人口、産業が集中した大都市地域直下型地震からの

復興として国内外から注目を浴びており、その成果がこの地域だけでなく、我が国の経済社会の発展のシンボルとして、我が国全体にもたらされるよう、技術的、経済的な能力を結集して、復興を実現させる必要がある。

6. 復興特別事業は、次のような課題に対応するものとする。

まず第一に、「生活の再建」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「被災により生じた生活の困窮を緩和するために『医・職・住』に関する総合的な対策」及び「新しい文化的環境を創造するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ 被災者の居住の安定のための住機能の充実
- ・ 被災者への就職支援等による雇用の安定の確保
- ・ 被災要介護高齢者等の支援策の充実
- ・ 災害時にも対応できる医療供給体制の充実
- ・ 教育活動の回復のための諸施設の復旧
- ・ うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援等である。

第二に、「経済の復興」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

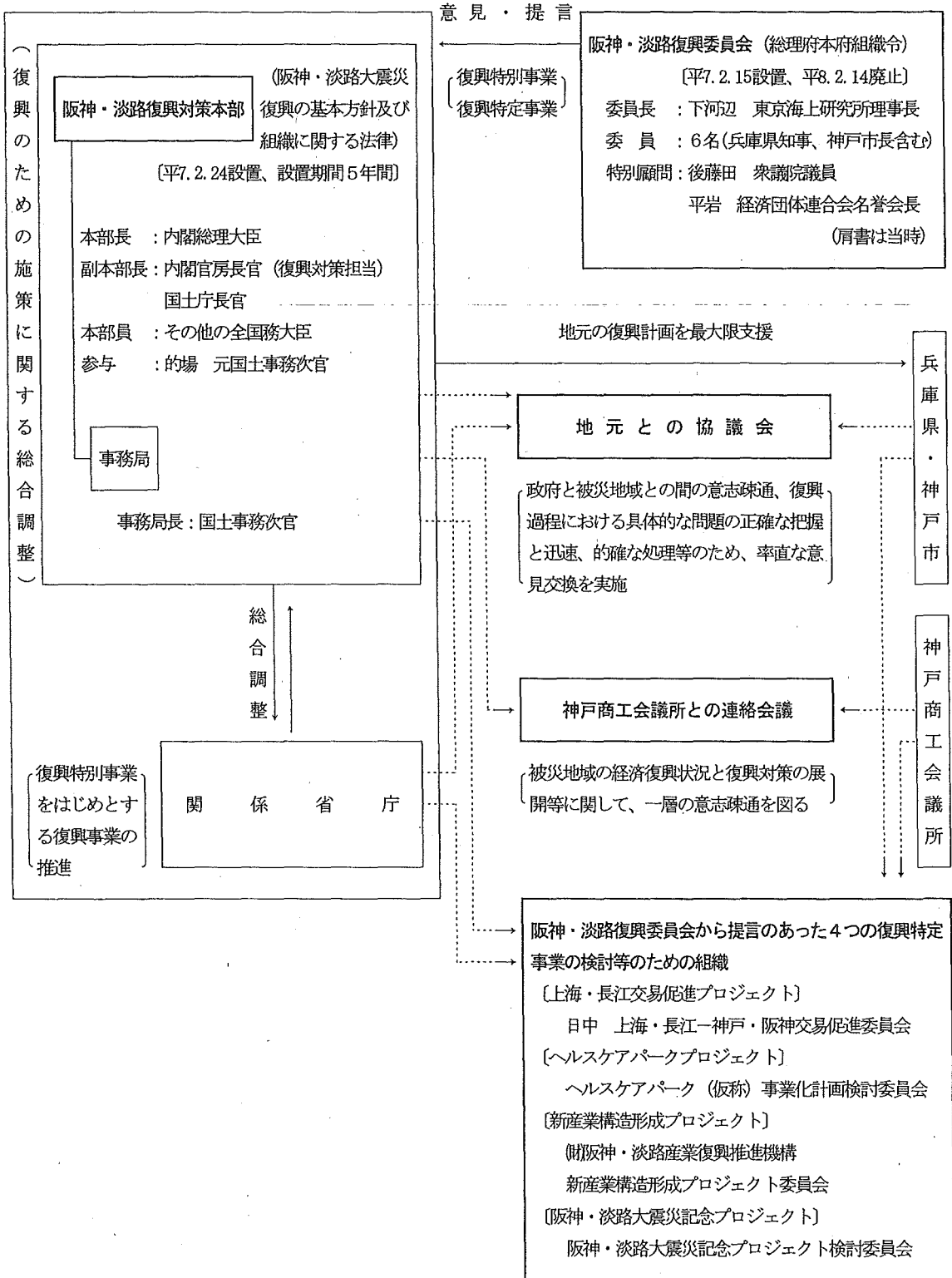
- ・ 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備
- ・ 経済復興に資する産業支援体制の整備等である。

第三に、「安全な地域づくり」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策」及び「環境に配慮した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり
- ・ 防災性を有するライフラインの整備
- ・ 応急災害対策に資する公共施設の整備等である。

# 阪神・淡路復興のための組織・体制



## 阪神・淡路復興委員会 開催経緯

第1回会合（2月16日（木）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・諮問
- ・特定課題の選定  
〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕

第2回会合（2月24日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・特定課題の選定  
〔経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策〕

第3回会合（2月28日（火）13時～15時30分、於：兵庫県公館）

- ・現地での意見交換
- ・提言－1、2、3  
〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕

第4回会合（3月10日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・提言－4、5  
〔まちづくりの当面の方策、神戸港の早期復興〕
- ・特定課題の選定  
〔健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕

第5回会合（3月23日（木）9時～11時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・提言－6、7  
〔経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕

ヒアリング（4月17日（月）15時～17時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・7提言に対する取組状況についてヒアリング

第6回会合（4月24日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・意見  
〔復興に向けて政府の取り組むべき当面の施策について〕
- ・特定課題の選定  
〔復興10カ年計画の基本的考え方、都市復興の基本的考え方、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕

第7回会合（5月22日（月）18時～20時、於：総理府特別会議室）

- ・「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」（4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）及び平成7年度第1次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・提言－8  
〔復興10カ年計画の基本的考え方〕

- 第8回会合（6月12日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・提言－9
- 〔都市復興の基本的考え方〕
- 第9回会合（6月19日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・提言－10
- 〔総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕
- ヒアリング（7月10日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）
- ・復興10カ年計画についてヒアリング
- 第10回会合（7月18日（火）11時～13時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）
- ・意見(2)
- 〔復興10カ年計画及び復興特別事業について〕
- 第11回会合（8月28日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
  - ・被災地の各市長、町長から復興に関する意見の提出を求め、その概要を阪神・淡路復興対策本部事務局より紹介
  - ・長期構想、復興特定事業等について意見交換
- 第12回会合（9月5日（火）13時～15時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・意見(3)
- 〔長期構想について〕
- 第13回会合（10月10日（火）12時～14時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）
- ・「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」（9月13日～14日、於：神戸市）及び平成7年度第2次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
  - ・提言－11
- 〔復興特定事業の選定と実施〕
- 第14回会合（10月30日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）
- ・阪神・淡路復興委員会総括報告
  - ・委員長談話

## 提言一 1

緊急対策から応急対策について必要となる復興対策のための計画の策定と実施について提言する。

- 1 復興10カ年計画（1996～2005）を早急に策定すること。  
（ 第1次計画は1995年7月、第2次計画は1996年7月、第3次計画は1997年7月を目途とする。 ）  
県・市を中心として、国・県・市町が協力して策定に当たること。
- 2 緊急対策・応急対策との関連性を重視して、復興計画を策定すること。  
計画の策定に当たって学識経験者、住民の意見を尊重すること。
- 3 復興計画は、国・県・市町・民間のそれぞれが実施する事業を調整して、復興にとって優先度の高い事業を基本として総合的に計画すること。
- 4 政府は復興計画を承認し、実施するための措置を講ずること。
- 5 政府は復興事業予算の透明性及び執行の弾力性を確保するための方策について早急に結論を得ること。
- 6 復興10カ年計画と関連して、住宅等緊急を要する施策について緊急3か年計画を3月を目途に策定し、早急に復興事業の促進を図ること。
- 7 政府の新しい国土計画の立案作業にあわせ、県・市において9月を目途に、阪神淡路地域の2010年の長期ビジョンを策定すること。



## 提言 — 2

被災者の根本的な不安を緩和するため最も緊急を要する住宅の復興について提言する。

- 1 住宅復興総合政策3ヶ年計画を3月中を目途に早急に策定すること。  
県を中心に、国・県・市町が協力して策定に当たること。
- 2 「復興住宅」（特別の措置を講じて建設される住宅）3ヶ年10万戸を建設すること。
- 3 政府は住宅復興総合政策3ヶ年計画特に復興住宅3ヶ年10万戸建設に必要な措置を講ずること。
- 4 復興住宅は小規模でも最小限快適性・利便性・防災性を確保すること。
- 5 低所得の人々・職を失っている人々・高齢な要介護の人々・障害のある人々等の入居条件等について特別の措置を講ずること。
- 6 専門家集団により復興住宅の基準・設計を早急に決定して、工事の効率化・工期の短縮化を図り、徹底的なローコスト化を図ること。  
輸入品を含めてさらに高質の資材の低価格調達を行うこと。
- 7 復興住宅建設のための用地取得のため、県・市・公団等で手当を急ぎ、民間・住民の協力を得ること。
- 8 復興住宅建設のためのがれき等の除去作業を計画的に推進すること。
- 9 復興住宅の建設に建設業者を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 復興住宅の建設を支援するため、個人・企業から復興住宅義捐金を集めること。

## 提言 一 3

がれき等の除去・倒壊家屋の処理は復興のための基礎的な事業であり、総合的機動的に指揮され、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘るすべての過程を総合的管理するために提言する。

- 1 がれき等の処理・倒壊家屋の処理については緊急・応急対策として当分の間、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘る全ての過程において、国・県・市町の3者が協力して進められており、作業は軌道に乗ってきているので一層促進を図ること。
- 2 がれき等の処理・倒壊家屋の処理は第2期を迎えようとしており、復興のための住宅建設・都市計画事業・港湾整備事業・海岸事業・道路事業・区画整理事業・市街化整備事業・民間の復旧事業、特に商店街の復興・中小企業の再興を促進するため、計画的面的（街区）に除去を進めるための措置を講ずること。  
特に港湾の復興において大規模ながれき等の処分のための措置を講ずること。  
この際特に住民、利用者等の関係者の理解と協力を得ること。
- 3 損壊家屋が引き続き使用できるかどうかについては、専門家による診断を強化すること。
- 4 第2期においては発生地及び仮置場において、鉄・アルミ等と木材とコンクリートとその他に分別するための措置を講じ、また危険物・有毒有害物質は別途安全で適正な処理を行うこと。なお、土地境界等を示す標識を保存すること。
- 5 第2期においてがれき等の処分は単に上記1の事業に止まらず、収集された鉄・アルミについて復興事業の建設資材としてリサイクルすること。収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用すること。  
収集された木材は燃料・集成材等に活用を図ること。
- 6 第2期において解体・収集・中間処理・運搬・処分等の作業に、失業者に雇用の機会を与えること。
- 7 第2期の活動は総合的計画的に実施し、関係者が適切に対応できるよう統一的指令のもとに行うこと。
- 8 第2期において国は、復興に関連する除去作業（解体、収集、中間処理、運搬、処分、仮置場の設置、積出基地の確保、海面埋立）について引き続き特別の財政措置を講ずること。

## 提言— 4

心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取り組むための当面の方策について提言する。

- 1 地元の人々の理解と協力のもとに、被災市街地復興特別措置法を活用し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、都市防災不燃化促進事業等の都市計画事業を慎重かつ大胆に実施すること。
- 2 土地信託方式、建築協定方式、地主共同組合方式、協働まちづくり方式など多様な方式を活用して地元の人々の協力・話し合いによる地区計画の協定によるまちづくりを進めること。
- 3 まちづくりにあたって、広報紙・ミニコミ紙・新聞・TV・パソコン通信・インターネット等の多様なメディアを活用して地元の人々にまちづくり情報を積極的に提供すること。
- 4 地区計画の策定を支援するための専門家集団の非営利活動を助成する措置を講ずること。
- 5 まちづくりの過程における生活や事業の安定を図るため、仮住宅・仮店舗・仮工場の提供、代替地の確保など、きめ細かな措置を講ずること。
- 6 夏期を迎えるに当たり環境衛生上、被災市街地の生ごみ処理、し尿処理にきめ細かな措置を講ずること。
- 7 まちづくりを円滑に進めるためには、土地の先買取得、跡地利用、放出土地の処理など、土地処分の流動性を得るための措置を講ずること。
- 8 まちづくりを円滑に進めるため、国土調査法による都市型地籍調査の実施について早急に結論を得ること。
- 9 阪神・淡路大震災の復興について広く世界の有識者の提言を求めるための国際フォーラムを開催すること。

## 提言 — 5

阪神淡路地区の経済復興の最優先課題である神戸港の復興について緊急に提言する。

- 1 神戸港の全体の復興計画を立て、これに基づいて優先度の高いものから、順次整備して神戸港の港湾機能回復を早期に達成すること。
- 2 神戸港の復興に時間と費用を要することにより、神戸港の空洞化が懸念されるので、国際コンテナ貨物の取り扱い機能を早急に回復するため、特別整備事業を緊急に実施すること。
- 3 特別整備事業は六甲アイランド沖合に、延長1000mの仮設栈橋埠頭を数ヵ月中に緊急整備することについて、早急に結論を得ること。
- 4 特別整備事業による仮埠頭を活用する海運・港運などの港湾関連産業が機能を確立しうよう支援措置を講ずること。
- 5 特別整備事業による仮港湾機能を充分活かすために、海上フィーダーと鉄道の利用を併用して円滑な二次輸送体制を整備すること。  
同時に湾岸線の六甲アイランドまでの道路整備を早急に完成すること。
- 6 政府は特別整備事業に特段の措置を講ずること。
- 7 がれき等の除去作業と連動して、港湾整備事業・埋め立て事業の資材として計画的に破砕廃棄物の受入れを図ること。
- 8 港湾関係労働者向けの復興住宅を建設すること。
- 9 港湾整備事業の作業に労働力を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 明治に建設された石積み岸壁で残された施設については、神戸港の文化的遺産として後世に引き継げる措置を講ずること。
- 11 上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び日中経済交流を促進するため、神戸港に河川用船舶による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を想定するなどについて、早急に結論を得ること。

## 提言－6

構造改革を要する経済復興と復興過程において緊急を要する雇用確保について提言する。

- 1 経済復興にとって、被災企業の事業活動の回帰とこれに伴う雇用の確保が基本的課題である。各企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出、国内外への移転、事業の停止もしくは廃業等、基本方向を明確に把握して、この動向を踏まえて経済復興計画を早急に策定すること。
- 2 各企業、特に中小企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出に対して、きめ細かく多彩な企業支援対策を講ずること。
- 3 事業の停止もしくは廃業、国内外へ移転する企業等の跡地の利用について、相談を受け、経済復興・まちづくりに寄与し得るよう、適切な措置を講ずること。
- 4 新産業、新市場を開発するための活動を開始しようとする起業家を支援して、経済復興に新しい局面の創出を促進すること。
- 5 医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク、マルチメディアに関連する企業集団、新素材関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、経済復興の戦略的重点分野を選定し、産・官・学の協力により、研究・開発を進め、国際的知識集約型の経済構造を構築すること。
- 6 円高により日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外の企業の被災地への直接投資を受け、日本およびアジアの経済拠点として活動する海外の企業を誘致するため、企業活動環境、居住環境について特段の開放措置を講ずること。
- 7 雇用の安定を図りつつ経済復興を計画的に進めるがその過程で、当面雇用環境は深刻な状況下におかれるので、雇用調整助成金の活用などにより、5万人程度の雇用維持を図るための準備を整えること。
- 8 更に、失業給付の特例支給を活用するなどして、5万人程度に失業給付をするための準備を整えること。
- 9 各種の復興事業の実施にあたり上記の失業給付受給者などの失業者に雇用の機会を提供すること。

- 10 公共職業安定機関の特別相談窓口を活用すること等により雇用の機会を斡旋し、人材の育成・職業訓練を行い、労働力の柔軟な流動性を確保し、労働力需給調整体制の充実に努めること。

## 提言－ 7

健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行について提言する。

- 1 健康・医療・福祉・教育・ライフライン等の社会的な生活基盤と、衣食住の個人的な生活基盤の全生活分野に亘り、被災直後の異常時における生活体制から、一定の期間（100日を一つの目途として）を経過して、平常時における生活体制への移行を目指すこと。
- 2 高齢者および障害者などの被災者に対する居住・医療・福祉について特別の措置を講ずるとともに、専門家や専門的ボランティアによる介護等の活動を強化すること。高齢者相互のふれあいの場を提供すること。
- 3 被災による恐怖・不安・ストレスなどのこころの痛みに対処して、医療処置・相談窓口の設置・居住地コミュニティの助け合い・ボランティア活動による支援など、多様な措置を講ずること。
- 4 市民の被災後の長期に亘る健康支援を行い、心身の健康を管理するとともに、特に栄養の摂取の状態を指導する体制を整備すること。
- 5 被災した病院・診療所等の医療施設の復旧・近代化を図り、早急に医療体制の平常化を図ること。
- 6 要援護者に対して救急医療・在宅医療・保健指導・在宅福祉など福祉・健康・医療の連繋のとれた地域統合援護システムを整備すること。
- 7 道路、交通機関、公共施設・住宅等において段差の解消や手すり、エレベータ、車椅子用トイレの設置などのバリアフリー化を進めること。
- 8 都市における健康問題について研究活動する国際的拠点として、神戸に開設が決まっているWHO・健康開発センター（HDC）を整備すること。
- 9 WHO、健康開発センターの設置にあたり、医療・福祉に関して、市民が親しめる交流拠点をヘルスパークとして、整備することについて、早急に結論を得ること。

## 提言－ 8

復興10カ年計画の基本的考え方について提言する。

1. 復興10カ年計画は、阪神・淡路被災地域の復興の基本となるものであり、県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則であること。
2. 復興10カ年計画は、震災の教訓を生かし被災地域の実態と将来ビジョンを基本に、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定すること。
3. 策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分考慮したものであること。
4. 復興計画の策定にあたって、被災住民の意向を反映し、住民の理解と協力を得られるものであること。
5. 復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけること。
6. 国はこの復興特別事業への取組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講ずること。
7. 復興10カ年計画の策定にあたり、長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。
8. この復興特定事業の選択と確定は、第1次95年7月、第2次96年7月、第3次97年に分け、重要度が高く、実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
9. 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としてもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。



## 提言－9

復興10カ年計画の立案に当たって都市復興の基本的考え方について提言する。

1. 提言4「心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取組むための当面の方策」  
提言8「復興10カ年計画の基本的考え方」を充分斟酌して都市復興の計画を立案すること。
2. 都市復興の最も基本的課題は市民生活の安心と安全を確保するものであること。
3. 都市復興は単に被災前に回復するにとどまらず、未来に向けて夢と希望のあるものであること。
4. 都市復興は単に施設整備にとどまらず、都市生活の真の豊かさを求めるものであること。
5. 都市復興は、都市の個性的伝統的特色を活かし、都市の活性化を図るものであること。
6. 震災の経験に学び、都市防災のモデル事業として、ライフライン（生命維持装置）のネットワークを整備すること。  
電気、ガス、水道、下水道、電話・通信、消防用水などの整備は、それぞれ大幹線、中幹線、端末線として体系的ネットワークとして整備されるが、中幹線部分は、共同施設として防災幹線道路（国道、県道、市町村道の中から防災のために指定される幹線道路）に集約され、被災に当たって壊れにくく、直しやすいものとして整備され、ライフラインが短期間に緊急に容易に復旧しうるよう措置すること。
7. さらに、都市防災のモデル事業として、緑の回廊を整備すること。  
森、川、池、水面、緑地・公園、オープンスペース、街路樹、緑の歩道などを体系的にネットワークとして計画し、市街地の防災性を高めること。
8. ライフラインの共同施設と緑の回廊の整備を都市防災軸として整備することに政府は早急に結論を得て、特段の措置を講ずること。
9. 都市防災軸に関連して防災性の高い安全生活街区を設立し、住民を主体として、市民生活の安心と安全の基盤を確立すること。
10. 都市復興のため、前期5カ年における緊急かつ必要不可欠な施策として復興特別事業を明らかにすること。
11. 都市復興のため長期的視点から10カ年を通じて特に重要とみとめられる復興特定事業を順次明らかにすること。

# 提言一 10

復興10カ年計画の策定に当たり、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整について提言する。

1. 陸海空にわたる交通機関の連携や道路・海上ネットワーク等の整備により、前期5カ年内にリダンダンシーにも配慮した全体として信頼性の高い交通システムの構築を図ること。
2. 国、県、市、民間等による協議会を設置し、交通需要マネジメント等の必要な対策を実施するための措置を講ずること。措置を講ずるに当たっては、観光・流通機能の早期回復や物流コストの低減を図ること。
3. がれき輸送が、今後回復が予想される一般交通の支障とならないように、道路の有効利用を図ること。このため、新たに仮置場・処分場等における夜間の受入れを実施し、がれきの輸送時間帯の分散を図るとともに、積出基地の能力を増強すること。
4. ポートアイランド等の人工島と内陸部とを結ぶ道路において、交通の過度の集中を回避し、港湾取扱貨物の円滑な輸送を図るため、適正な交通規制を実施するとともに、港湾取扱貨物の輸送時間帯の分散や海上フィーダーによる2次輸送の利用を促進すること。
5. 道路への過度の交通負荷を軽減し、通過交通量の低減に資するため、道路輸送との連携に配慮しつつ、海上輸送・鉄道輸送の利用を促進すること。このため、道路管理者、港湾管理者、フェリー運航会社等による情報ネットワークの構築、フェリーに対する港湾施設の乗降型式と着岸構造の汎用性の向上などにより、トラック等がフェリー等を利用しやすい環境を整備すること。
6. 神戸港の国際競争力を回復し、物流コストの低減を図るため、港湾荷役の24時間体制の恒常化や港湾関係料金の見直しを行うとともに、EDI（電子データ交換）等による物流の情報化を促進すること。
7. 交通規制は、建設事業等の円滑な実施や生鮮食料品等市民生活に密着した物流に配慮するとともに、交通容量と交通需要を勘案しながら、住民の日常的な活動の活発化や円滑な復興が進められるよう通行の優先順位を定め、計画的に実施すること。
8. 通勤や買物などの旅客の円滑な輸送を進めるため、バスターミナル、駅前広場、バス走行環境改善システムの整備等による使いやすい公共交通機関を構築すること。
9. 行政機関が有する海上交通情報、道路の渋滞情報、交通規制情報、交通事故情報、道路工事情報等を一般に公開し、自由な利用を推進すること。

10. 復興に際しては、阪神・淡路地域における情報通信の高度化を総合的に推進することにより、快適で安全な市民生活及び活力ある経済活動の拠点として地域の魅力の向上を図るとともに、世界に向けての情報受発信機能を強化すること。
11. 災害に強いまちづくりに資するため、震災の経験を活かした様々な非常時通信確保対策・耐災害性向上対策を導入し、総合的な情報通信ネットワークインフラを構築するとともに、マルチメディア社会の早期実現に向けた先行的な基盤の整備を促進すること。
12. 行政、教育・文化、医療・福祉、交通、防災等の各分野及び分野間における総合的な情報通信システムや先進的アプリケーションの整備を推進するとともに、パソコン通信・インターネットの活用や地元マスコミとの協力を努めることにより、地域住民等にきめ細かく多彩な情報サービス等を提供していく等住民と行政のコミュニケーションシステムの充実・高度化を図ること。
13. 高齢者等のいわゆる情報弱者にとっての利便性の確保、情報リテラシーの涵養に努めること。
14. 最先端の情報通信機能および情報通信関連の核となる施設を当該地域に集積する等、地域の情報通信の高度化を推進することにより、既存産業の高度化を支援し、マルチメディアをはじめとした情報通信関連産業等新産業・成長産業の創出展開を推進するとともに、国際的レベルでの人材育成や技術開発等に努め、将来にわたって成長が持続できる経済構造を目指した産業の復興を進めること。  
このため、官民一体となって、地域のポテンシャルと個性を活かしつつ、東播磨情報公園都市、神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想等の先導的プロジェクトの積極的な推進に努めること。
15. 当該地域と京阪奈等の地域の成長著しい情報通信機能を、高度な情報通信ネットワークで連携させることにより、面的な広がりを持った都市機能の充実を図り、当地域の復興を確実なものとする。
16. 本格的復興に当たっては、人、物、情報の流れを円滑に保つことが前提になることから、各分野における復興への努力が充分にその力を発揮できるよう、総合的な交通・情報通信の体系的整備と調整を進めるため特段の措置を講ずること。

# 提言－11

復興特定事業の選定と実施について提言する。

1. 長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。（提言8）
2. 復興特定事業については、これまでの構想の段階から、それぞれの事業の主体を明確にし、企画・設計・実施の段階へ進み、主体となる事業体が着実に実施を促進するために、国・県・市は必要な措置を講ずること。
3. 企業が一社単独もしくは連合して、特色ある地域社会文化と個性的な企業文化を結合して、阪神・淡路地域の復興に寄与するために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものについて、国・県・市・町は適切な行政上の支援措置を講ずること。
4. 非営利団体・専門性の高いボランタリーグループ等が阪神・淡路地域の復興のために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものに、国・県・市・町は必要に応じて適切な助成措置を行うこと。
5. 県・市・町が行う阪神・淡路地域の復興のための復興特定事業については、住民の理解と協力を得て、優先度が高いものから順次選定し実施するものとする。事業の実施に当り、民間の協力を求め、官・民の協同事業とする場合に協力する民間に対して、適切な措置を講じ、民間の協力を促進すること。
6. 国は、県・市の行う復興特定事業について、申請を受け審査の上、国が支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国が支援を行うものについては、優先度が高く計画の熟度の高いものから順次、その実施に当り積極的に必要な措置を講ずること。  
国としては特に全国的に効果の高いもの、アジア太平洋・全世界にとって有意義なものであることに留意すること。  
復興特定事業の申請と措置については、可能なものから順次速やかに行うものとする。

7. 阪神・淡路復興委員会としては、各種提案のあった復興特定事業構想の中から、国際フォーラムでの海外の専門家の提言を受けて、下記4つの事業を極めて意義のあるものとして提言する。
  
8. プロジェクト1 上海長江交易促進プロジェクト
  - ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専用船による直接取引を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
  - ・このため日中共同でフィジビリティ調査を行い、計画を策定するとともに、専用船の開発のための作業を行うこと。
  - ・年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。
  
9. プロジェクト2 ヘルスケアパークプロジェクト
  - ・国際的な健康開発の研究活動の拠点として、国連の世界健康開発センター（WHO、HDC）を設置するとともに、ヘルスケアパークとして、医療・福祉に関して市民が親しめる交流拠点を整備すること。
  - ・ヘルスケアパークにおいて高齢化社会での大都市大震災が人間の生命・身体のみならず心に影響を与えたこと（恐怖・不安の後遺症）に関する調査研究活動・治療活動を集約化すること。
  - ・ヘルスケアパークの諸活動は西欧と東洋の交流の交叉点としての役割を果たし得るものであること。
  
10. プロジェクト3 新産業構造形成プロジェクト
  - ・医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連する企業集団、消費財関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、産官学の協力により、研究開発を進め世界に開かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図ること。
  - ・日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及びアジアの経済拠点として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環境・居住環境について所要の措置を講ずること。
  - ・ことばの壁を超え、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスにより、外国人に住みやすいまちづくりを促進すること。

#### 11. プロジェクト４ 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

- ・阪神・淡路大震災を記念して、20世紀文明（産業革命）を超えた新しい21世紀文明（情報革命）の創造を目指して、研究機能・博物館機能・文化活動機能・学習機能・コンベンション機能・情報通信機能などを持つ、世界に開かれた総合的な国際交流拠点を創設すること。
- ・海外との文化学術交流を活発化するとともに、海外からの教授・学生を積極的に受け入れ、国際的な情報の受信地として、情報の発信地として、機能するものとする。
- ・このプロジェクトを具体化するため、国・県・市・町・民間が協力し、国内外の有識者の協力も得て企画を立て、日本が世界に誇れる阪神・淡路大震災記念事業とすること。

# 委員長談話

平成7年10月30日  
阪神・淡路復興委員会  
委員長 下河辺 淳

1. 本談話は、今回の阪神・淡路大震災からの復旧・復興施策を本委員会で検討してきた過程で得た教訓や審議事項の中から、阪神・淡路地域の復興にとって重要であるのみならず、全国的・一般的な見地からも重要と思われる事項について委員長談話としてとりまとめ総理に報告することとしたものである。
2. 復興に当たって、安全な地域づくりのためには住民の役割の大きさに鑑みて、住民の防災意識の育成や日常の備えが重要であることを認識する必要がある。  
また、復旧・復興に当たっては、初期の救急医療や緊急生活支援の実施等の施策を確保することから、時間の経過とともに変化する被災地の状況や住民のニーズを的確に把握した対応策を講じていくことが必要である。
3. 被災地の復旧・復興対策を迅速かつ効果的に行うために、地震に関する情報の整理分析を早期に行うシステムを開発することが必要である。
4. 高度情報化社会においては情報災害に備えての措置も十分講じる必要があり、今後のコンピューターの管理、データベースの保全、システムのリダンダンシー（多重性）の確保等に一層配意する必要がある。  
また、いかなる場合でも国会機能、政府機能の保全に万全を期すためこれら機能のリダンダンシーを確保するとともに、重要保存文書の管理の強化にも配意する必要がある。
5. 生命維持装置としてのライフラインを保全し、火災による延焼を防止するため、個別事業を協同化した総合的な事業として、ライフライン共同ネットワーク事業、水とみどりの回廊事業等の実施のための措置を講ずるとともに、木造密集地区の環境改善のための措置を講ずること。
6. 公共的避難所、公共的仮設住宅から復旧・復興住宅への移行に当り、公的住宅供給を計画的に実施するが、公的住宅は、立地条件、規模、価格、家賃等の面で全ての居住者の希望に応えるには限界があること。  
被災の人々の希望により自力で住宅を再建することを支援する住宅政策がより求められていることも再考してみなければならない。  
屋根の修理だけで、当面住めることも、充分配意することが大切である。
7. 予測予知が難しい、予防が難しい、未然に防ぐことができない、という大震災に対して、全ての建物・構築物等の施設の安全性が求められ、都市の防災性が問われている。

このため、耐震工学を開発して万全を期する必要がある。

しかし都市の全ての施設が最新の耐震性をもつことはなく、過半のものが旧式の耐震性であったり、耐震性以前のものである現実を考え、対応しなければならない。

かつ耐震性の最新技術は、現実には巨額な建設費の負担との関係で決定されることも重要な課題である。

もうひとつの考え方は、こわれにくいという現実的な選択から、なおしやすいということ視点を考えることである。

その場合、人命を守りやすいということとつながれば、ますますその選択が有効なものとなる。

耐震を考えた建物の崩壊による多数の圧死を耐震性の欠如・欠陥と言うだけでは解決しない。施設自体の構造上の危機情報を自動的に発信する装置を整備することも工夫しなければならないだろう。

8. 地震に起因する各種のリスクを保険制度などを含めて総合的に担保する仕組みについて検討することも中長期的には検討課題のひとつであろう。その際、民間セクターの負担能力や国の役割等も考慮される事項であると考えられる。
9. 復旧・復興に当たって、特に医療・介護等の専門的知識等を有する者を活用した地域の自発的な活動が重要であることから、事前の訓練の充実及び受入れ体制の確保を図る必要がある。  
また、広く災害救助活動、復旧・復興活動に資するものとして地域におけるヘリポートの適正配置を図っていく必要がある。
10. 住民参加による災害対策を進めるため、国内外における多様な住民参加方式に学び、適切な措置を講ずること。  
ボランティア活動が災害対策に効果を発揮しうるよう、ボランティアによる活動のネットワークのための拠点を設けるなど適切な支援措置を講ずること。
11. 市民と行政のコミュニケーションを活性化するため、行政からのお知らせ情報紙の発行、FM放送、パソコン通信、インターネット、郵便局、交番、スーパーマーケット、ビデオショップなど多様な多元的な情報ネットワークを構成し、双方向情報交換のシステムを確立すること。
12. 今回の地震では国会や政府機能が大きな打撃を受けることは避けられ、政府による発災後の復旧・復興施策への支援が比較的スムーズに行われているが、今後国会や政府機能が被害を受けた場合について関係者は十分事前に検討しておくことが望ましいと考える。



## 阪神・淡路復興委員会意見

平成7年4月24日

1. 平成7年2月16日第一回の阪神・淡路復興委員会において、総理より諮問を受けました。諮問に答えるため予め阪神・淡路復興委員会においては、阪神・淡路地域の復興に関し、早急に検討すべき事項として、計画策定、住宅の復興、がれき処理、まちづくり、神戸港の復興、経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の7課題（64項目）について、2月28日、3月10日、3月23日の3回に渡り提言をいたしました。

これらの提言について阪神・淡路復興対策本部を中心に政府、地方公共団体において、検討され、4月17日にその成果の説明を受けました。

これら提言に関する、国・県・市の取り組みについては、評価できるものと受けとめています。

2. 特に提言の中でも、復興住宅の供給、がれきの除去作業、神戸港の復活の緊急を要する3課題についての対応には、国・県・市の協力により、委員会の意向が汲まれたものと考えています。この3課題については、補正予算の中で最重点事項として予算措置をとり、早急に実施されることを期待します。

しかしその成果を高めるために、

- (1) 住宅の復興に関しては、復興住宅への入居希望者の登録を早急に行い、登録の結果により、計画の見直しを行うことも必要であると考えます。

また、高齢者福祉サービスとして高齢者の居住環境の整備のためケアハウス等の計画的整備に努めることや、港湾労働者の福祉向上のため住居・福利施設整備等についても措置することが求められております。

- (2) がれき処理については、復興の基本に関わるものであり、一刻も早い解決が必要であることを考え、港湾整備事業、区画整理事業、市街地整備事業、復興住宅建設等復興に関する事業の実施にあたり、がれきの除去作業に積極的に取り組むことや、がれきのリサイクル処理を進めることが必要であると考えます。なお、がれき処理のためのがれきの運搬については体系的計画的に整理するために交通規制など特段の措置を講ずる必要があると考えます。

(3) 神戸港の港湾施設の整備に関連して施設の外資コンテナ取扱い能力を国際水準を目標として向上させるため、海運業、港運業を活性化し、港湾料金を適正化するとともに、通関、労働条件、特に24時間・休日荷役を行うための人員及び居住場所の確保について措置しなければならないと考えます。この措置により、神戸港の外資コンテナの取扱い量が年内に実績の1/2程度にまで回復することを期待します。

また港湾貨物の流通機能を強化するため、内陸交通の復旧との整合性に配慮すること、特に道路の湾岸線は六甲アイランドまで完成することが緊急を要すると考えます。

3. 緊急を要する3課題以外の提言に関しては、既に措置されている項目もありますが、引続き阪神・淡路復興本部を中心に、政府、地方公共団体において充分検討されることを期待しています。

(1) 特に避難所について神戸市の一部を除き完全解消するなど、平常時における生活体制への移行については、きめ細かい措置をとるべきであると考えます。

(2) 経済復興に当たり、企業の空洞化を防止するとともに、国際的な協力を得るために積極的な措置を講ずる必要があると考えます。国際フォーラムの開催は、国際的な協力の道を開くためにも大きな意義があると考えます。

(3) 7課題(64項目)の中で、復興10カ年計画の作業で、検討される項目もあるので、復興10カ年計画において充分措置されることを期待しています。

4. 委員会としては、今後作成される復興10カ年計画に関連して、予め若干の提言を行うとともに、7月には復興10カ年計画に関し、意見を申し上げる予定にしております。

復興10カ年計画の策定にあたっては、通常の一般行政と、阪神・淡路震災対策のための特別の行政と区分を明確なものとして、復興対策の優先課題を明らかにすることが必要となると考えています。

5. 阪神・淡路の震災対策に関する全記録は、今後の大規模地震による災害の発生に対して、極めて有意義なマニュアルを提供することとなるので、政府において、阪神・淡路震災対策の詳細な記録を編纂されることを期待いたします。
  
6. 以上のほか委員から提出された意見については阪神・淡路復興本部事務局に直接説明することといたします。

以 上

## 阪神・淡路復興委員会意見（２）

平成 7 年 7 月 1 8 日

1. 平成 7 年 4 月 2 4 日第 6 回復興委員会において、総理に「阪神・淡路復興委員会意見」を提出いたしました。  
この意見を基本として、阪神・淡路復興対策本部は「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」をとりまとめ、これに基づいて政府は平成 7 年度補正予算の中で阪神・淡路地域の復旧・復興のために 1 兆 4 千 2 9 3 億円の経費を計上しました。平成 6 年度第 2 次補正予算 1 兆 2 2 3 億円を加えると合計 2 兆 4 千 5 1 6 億円となります。これらの措置は復興委員会の提言・意見を組み込み、適切かつ迅速に講ぜられたものとして評価しております。
2. 復興委員会は復興 1 0 年計画の作成に向けて、「復興 1 0 年計画の基本的考え方」提言 8、「都市復興の基本的考え方」提言 9、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」提言 1 0 の提言を行いました。  
これらの提言を受けて、兵庫県および神戸市が復興 1 0 年計画を策定し、復興委員会は平成 7 年 7 月 1 0 日その内容の説明を受けました。
3. 兵庫県および神戸市が策定した復興 1 0 年計画は、地元が主体となり、復興に向けて広範な複雑に交叉する課題に応え、それぞれの地域・地区の特性を活かし、望ましい計画の目標を定め、詳細に、総合的に、具体的に実施すべき施策をまとめたものとなっております。
4. この復興 1 0 年計画に示された施策は既の実施中のもの、計画中のもの、構想中のものなど今後の実施に向けての調整を要するものが多く含まれており、住民の意向をただして理解と協力のもとで実施すべきものであるため、それぞれの事業の主体が慎重かつ積極的に順次具体化することが必要であると考えます。この復興のプロセスにおいて、行政と住民のコミュニケーションが重要な課題であり、そのためのシステムを構築しなければならないと考えます。
5. 特に、復興 1 0 年計画の中から前期 5 年において講ずべき「復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策としての復興特別事業」を明らかにしていく必要があります。  
復興特別事業を優先順位をつけて選択するために次のような課題が考えられると思います。第 1 に被災により生じた生活の困窮を緩和するために「医・職・住」に関する総合的な対策。第 2 に復興に伴って発生する自動車交通の激増に対処して総合交通通信体系を見直し、環境に配慮した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策。第 3 に防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策。第 4 に都市復興は文芸復興であるという考え方から、新しい文化的環境を創造するための総合的な対策。第 5 に産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策等です。

6. 復興10カ年計画には、当然将来に向けての魅力的な提案が示されています。  
これらの提案については、「復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業」として選択し、順次事業を確定することが必要であると考えます。  
これらの事業は、日本にとって、アジア太平洋にとって、全世界にとって有意義なものでありたいと願っております。
7. 政府は地元で策定された復興10カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要するものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると考えます。  
特に前期5カ年において講ずべき復興特別事業を選定し、平成8年度予算の編成に当たり、積極的な措置を講ずることを期待いたします。
8. 復興10カ年計画に列記された全事業に要する経費は、県・市の試算によれば約17兆円に達するとのこととあります。事業計画が毎年実施決定されるごとに総事業費が確定するものになりますが、復興のためとともに、景気の回復のための経済政策として意味も大きく、思い切った予算措置を行うことを期待いたします。  
資金調達には、地方公共団体の財政を考慮に入れ、適切な措置を講ずる必要があると思われまます。
9. 復興10カ年計画は行政を中心として策定されていますが、復興のために民間・企業の役割が決定的な重要性を持っておりまますので、民間・企業の主体的な復興への参加を求め、復興への提言を期待し、民間・企業の復興への投資を確保することが必要であると思ひます。なお、海外からの民間・企業の投資についても早急に検討することを期待いたします。  
更に復興に当たって、ボランティア活動にも大きな役割があり、NPO・NGOによる新しい秩序が形成されることを期待したいと考えます。
10. 復興委員会は次に長期ビジョン、復興特定事業に関する提言を行い、意見(3)にまとめて提出する予定としております。
11. 以上のほか委員から提出された意見については、阪神・淡路復興対策本部事務局に直接説明することといたします。

## 阪神・淡路復興委員会意見（3）

平成7年9月5日

第12回委員会

1. 平成7年7月18日第10回復興委員会において、総理に復興10ヵ年計画に対する「阪神・淡路復興委員会意見（2）」を提出いたしました。  
この意見を基本とし、阪神・淡路復興対策本部は、平成7年7月28日に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、これに基づいて政府は平成8年度予算の編成および経済対策の策定に当たっている旨報告を受けました。  
復興委員会の意見を組み込み、復興を促進するために、順次適切な措置が講ぜられるものと期待しております。
2. 復興委員会は、阪神・淡路地域の長期ビジョン・復興特定事業等について、兵庫県知事、神戸市長、関係市長・町長より意見・提言を提出していただきました。これらの意見について、平成7年8月28日第11回復興委員会で事務局より説明を受けるとともに、特別顧問、各委員の意見・提言の発言を求め、意見の交換をいたしました。
3. 未だに長期ビジョンを模索する状況でない現実のなかで、長期ビジョンなしでは現状から脱出できないと考え、地元の知事・市長・町長を中心に長期ビジョンの策定が進められております。  
政府はこれらの地元が策定する長期ビジョンの実現に向けて支援のための適切な措置を講じることが課題となります。
4. 阪神・淡路地域（被災地10市10町）の復興は単にもとの姿にもどることではありません。当地域の激動する歴史的展開から未来を見つめて、21世紀に向けて、不死鳥・火の鳥のように自らの手で蘇生し、再度復活することであり、「フェニックス」という合い言葉が復興のシンボルイメージとなっております。
5. 阪神・淡路地域の復興の基本的目標は、モザイク状に個性的な都市を配列し、多核ネットワークの型の都市群を創造することにあります。
6. 政府は地元と協力して、
  - ・美しい夢のある21世紀世界文化首都関西（近畿圏）の展開の一環として、
  - ・21世紀に向けて展開される大阪ベイエリア構想の一環として、
  - ・新しい国土軸構想のもとに策定される新しい国土計画の中で、阪神・淡路地域の位置づけとその役割を明らかにしなければなりません。

7. 阪神・淡路地域の復興の鍵は産業復興であり、日本経済の停滞と、被災という二重のダメージを受けた企業が再起する途を開かなければなりません。政府による規制緩和・研究開発など所要の支援措置を必要としています。
8. 阪神・淡路地域の復興の基本的課題は文化・教育・医療・健康・福祉・スポーツ・環境に関する21世紀ビジョンに新しい活路を見出すこととあります。これらの課題は、産業復興と連動して、新しい経済社会を構築することとなりましょう。
9. これらの課題に関連して、20世紀文明を記念する博物館など文化、科学、教育等の振興の観点からの構想が種々提唱されておりますが、これらについて検討することも大きな意義のあることと考えます。
10. 阪神・淡路地域の復興は、国内外の専門家の提言活動と住民の参加活動を結び、復興の筋道をつくりあげていくことが期待され、これらの活動を支援することは欠かせない課題であると考えます。
11. 阪神・淡路地域についていづれのまちでも取組まねばならない基本的課題が提案されています。
  - ・災害に強いまちづくり
  - ・高齢化社会を迎えて人にやさしいまちづくり
  - ・快適な安心して住めるローコスト住宅で良好な居住環境をつくるまちづくり
  - ・交通通信ネットワークが総合的に整えられたまちづくり
  - ・経済の新たな展開を先導する新しい産業構造を創出するまちづくりこれらの課題については、復興特別事業として地域において早急に結論を得て、実施に移行しなければならないと考えます。
12. 復興のまちづくりにあたっては、ハード（施設）とソフト（営み）の調和すること、各まちの連帯性をネットワーク化することが充分考えられなければならないと同時に人口の増減、経済の発展について、成長管理を考えていくことが大切であると考えます。

なお、住民を主体とするまちづくりを進めるため、住民参加、情報公開、規制緩和、ボランティア活動、企業の社会貢献などの方式を充実させ、行政と住民のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりの点検システムを持つことなどの工夫があると考えます。

13. 阪神・淡路地域の復興のために、復興特定事業を順次選択し、実施することについては、復興委員会としては次回の第13回委員会で提言(11)をまとめ、総理に提出することを予定しております。

復興委員会としては、平成7年9月13日、14日に開催される国際フォーラムでの国内外の知識人・専門家の発言にも注目したいと考えております。

これまでの委員会においては、

- ・上海長江交易プロジェクト構想
- ・神戸東部臨海新都心での世界健康開発センターを中心とするヘルスケアパーク構想
- ・神戸国際マルチメディア文化都市構想、東播磨情報公園都市構想

などに関心をもっておりますが、今回地元から多数の復興特定プロジェクトの提案が提出されましたので、充分優先度の高い、計画として成熟度の高いプロジェクトを選択して、提言としてまとめたいと考えます。

14. 特別顧問、委員並びに知事、市長、町長から提出された意見・提言・提案については、すべて阪神・淡路復興本部事務局に提出することといたします。



## 阪神・淡路復興委員会委員長書簡

1995年2月15日に設置された本委員会は、1996年2月14日に一年の任期が終了いたしました。

本委員会としては、1995年2月16日に第一回委員会を開設し1995年10月30日までに14回の委員会を開設し、3つの意見、11の提言と最後に委員長談話併せて15回に亘って答申をいたしました。

- ① 今後は答申を受けて阪神・淡路復興対策本部において、政策を確立し着実に実行して、政策効果を現実のものとしていくことが期待されます。  
このために先づ地元の意向を斟酌しながら積極的に対策に取り組むために、国・県・市の定例協議の場を設け、適時適切な措置を講ずることをお願いいたします。
- ② 本委員会が提案しました四つの特定事業につきましては、(別紙)に示しました枠組み試案をもとに、プロジェクトごとに検討を進めるようお願いいたします。  
選定されたプロジェクトごとに、政府の取るべき措置を明らかにしていただきます。
- ③ 特定事業の一つである阪神・淡路大震災記念事業につきましては、先づ国、県、市、民間、四者で構成する検討委員会を開催し、事業の選定と各事業の具体的内容を決定していただきたいと希望します。  
各事業についてそれぞれの主体が確定され、実施に向けて段取りを準備する事とし、まとまったものから順次実施してよいと考えます。  
記念事業は阪神・淡路地区のシンボルとして、神戸など各都市の特色が活かされたもので国際化・情報化が活かされたものであってほしいと願っております。
- ④ 本委員会としては、現実的課題として「医・食・住」問題を重要視いたしました。  
しかし具体的には難問が山積しており、今後政府においてきめ細かな対策を必要としております。  
特に緊急を要する課題は、地域の人々の働く機会を安定させることであります。そのため産業復興は緊急を要するものとの考えます。この度設置された阪神・淡路産業復興推進機構がそのための中心的役割を果たすことを期待いたします。  
さらに最も基本的な課題は住宅問題であります。  
先づ、3カ年7万7千戸の公的住宅の供給を達成し、仮設住宅等から円滑な入居を図ると共に、仮設住宅等に居住する高齢者のためのケア付きグループホーム等の支援措置を講ずるよう提案いたします。  
この問題は、阪神淡路大震災の教訓をもとに高齢化する大都市市民社会の共通の政策的課題であります。  
政府におかれて、高齢化に向けて、災害との関連で、住宅政策を再点検され、将来に備えた住宅政策を確立することを急いでいただければとお願い申し上げます。

⑤阪神・淡路復興本部におかれては、5カ年の復興特別事業の推進に積極的に取組まれ、その結果として生じる特別事業の実施のための地方財政上の問題について、適切な措置を講ずることについて検討しておかれるようお願いいたします。

以上、本委員会が終了にするにあたり、これまでの本委員会、特別顧問、各委員の意向を斟酌し、2月13日・14日神戸にて知事・市長をはじめ関係者と若干の意見交換を行い、その感触をもとに私より総理に意見を申し上げることいたしました。  
これまでに本委員会に対して寄せられた政府各関係機関のご協力とご支援に対し心から感謝を申し上げ本委員会を終了させていただきます。

1996年2月14日 阪神・淡路復興委員会  
委員長 下河辺 淳

平成8年12月9日  
与党政策調整会議了承

### 阪神・淡路大震災被災者への生活支援対策

平成8年12月5日  
与党阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチーム

#### ◎生活再建支援のための給付

##### 1. 対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ① (ア) 65歳以上の高齢者が世帯主である世帯又は (イ) 65歳未満の者が世帯主である要援護世帯 (重度障害者の属する世帯、生活保護世帯等)
- ② 住家が全壊または半壊で解体した世帯
- ③ 恒久住宅へ移転した世帯
- ④ 所得税または住民税所得割が非課税である世帯

##### 2. 支給対象経費

- ① かつてのかかりつけ病院への通院、職探し、かつてのコミュニティとの交流のための交通費
- ② 同趣旨での電話料金
- ③ 恒久住宅への引越費用
- ④ 恒久住宅の敷金
- ⑤ 生活必需品

##### 3. 支給額

従前居住地域内移転世帯	単身世帯月額	15千円	複数世帯月額	20千円
従前居住地域外移転世帯	単身世帯月額	20千円	複数世帯月額	25千円
総額				380億円

##### 4. 支給方法及び支給期間

現金給付方式 5年間支給

#### ◎生活復興資金貸付金 (県単) の限度額引き上げ

限度額を100万円から300万円に引き上げ 所要額 70億円

#### 基金積み増し所要額

金利3%で5年間の基金とした場合 3,000億円  
このうち2/3につき金利を交付税措置

(参考) 生活復興資金貸付金利子補給等事業について

1. 目的

生活復興途上にある被災者に、生活復興・再建に必要な資金の一部を貸し付ける際、利子補給及び損失補填を行う。

2. 内容

- (1)利子補給率 年3%全額(実質無利子)
- (2)損失補填 保証会社に対して、補填率90%
- (3)生活復興資金貸付金
  - ①実施主体 さくら、但馬、みどり、阪神の各銀行等
  - ②貸付対象者 全半壊(焼)の罹災証明の交付を受けた被災者で、総所得金額690万円以下
  - ③貸付対象 家財等購入費、保健・医療費、教育費等の生活資金
  - ④貸付限度額 300万円
  - ⑤貸付金利 年3%
  - ⑥償還期間 6年以内(1年据置、5年償還)  
但し、貸付額100万円超の場合は、7年以内(1年据置、6年償還)
  - ⑥貸付実行期間 平成11年3月31日

3. 計画総額

9,985百万円

※なお、貸付は、県の指定した民間銀行が行う。

## 被災中高年恒久住宅自立支援制度について

(平成9年10月追加事業)

- 1 趣 旨 災害復興公営住宅、民間住宅等の建設が進み、今後、恒久住宅が大量に供給されるなか、仮設住宅等から恒久住宅への円滑な移行を促進することが喫緊の課題となっている。
- とりわけ、被災中高年齢層においては、震災による財産的、精神的ダメージに加え、教育費、親の扶養等の経済的負担も重く、ある程度収入はあっても極めて苦しい状況に置かれている。
- このため、中高年齢世帯等の恒久住宅への円滑な移行とその自立を支援する。
- 2 支援対象者 中高年齢者の世帯で次のすべての要件を満たすもの（生活再建支援金の対象者を除く）
- (1) 住家が全壊(焼)の判定を受けた世帯、又は半壊(焼)の判定を受け当該住家を解体した世帯
  - (2) 平成12年3月31日までに恒久住宅に入居していること
  - (3) 45歳以上の者が世帯主である世帯(※)
  - (4) 同一世帯に属する者の総所得金額の合計額が507万円以下であること
- ※非課税世帯以下の要援護世帯も対象
- 3 支援対象の考え方 恒久住宅移転に必要な経費を借り入れると想定した場合の利子相当額の一部
- 4 支援金額 月額 20千円(単身世帯 月額 15千円)
- 5 支援期間 2年
- 6 対象世帯 約6万世帯
- 7 所要見込額 約250億円
- 8 支給回数 年2回(8月、2月)

## 被災者自立支援金について

### 1. 経緯

兵庫県は、6月5日、「被災者生活再建支援法」の附帯決議を踏まえ、阪神・淡路大震災復興基金事業として実施中の生活再建支援金制度及び中高年恒久住宅自立支援金制度を拡充するなどして、新たに、「被災者自立支援金」制度を創設。

H10年7月21日から申請受付中、11月には支給を開始する予定。

### 2. 制度の概要

#### ○支給総額

(現行の生活再建支援金等を含む。単身世帯は複数世帯の3/4)

- ・非課税世帯で世帯主年齢が65歳以上 90～150万円
- ・世帯年収が500万円以下(世帯主年齢不問) 75～100万円
- ・世帯年収が500～700万円で世帯主年齢が45～60歳 37.5～50万円
- ・世帯年収が800万円以下で世帯主年齢が60歳以上 37.5～50万円

○支給方法：分割支給又は一括支給の選択

○対象世帯：住家が全壊、又は半壊し解体した世帯のうち恒久住宅に入居した世帯

### 3. 事業規模

○総事業費：1,250億円

うち、追加、新規事業経費：540億円の見込み

復興基金の増額分3000億円の運用期間を4年間延長

360億円

復興基金の使途の効率化

180億円

○総世帯数：13万世帯

うち、新規受給対象世帯：3万世帯

差額受給対象世帯：7万世帯

## 財団法人阪神・淡路大震災復興基金の概要について

### 1 財団法人阪神・淡路大震災復興基金の概要

#### (1) 名称及び設立時期

財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

平成7年4月1日設立

・主な事業は平成7年度から10年間で実施

(ただし、一部事業については、平成9年度から5年間で実施)

#### (2) 目的

阪神・淡路大震災の早期復旧・復興への各般の行政施策を補完し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策を機動的・弾力的に進める。

#### (3) 設立者 兵庫県及び神戸市

#### (4) 基金の規模 9,000億円

【内訳】・出資金 200億円(県:市=2:1)

・長期借入金 8,800億円(県:市=2:1)

(注) 長期借入金のうち3,000億円は、平成8年度において増額されたものである。

#### (5) 基金の資金収支

基金運用利子収入 平成17年度までで計3,150億円

・出資金200億円、長期貸付金のうち5,800億円に係る分

年 270億円(年利 4.5%) 平成17年度までで2,700億円

・平成8年度に増額された長期貸付金3,000億円に係る分

年 90億円(年利 3.0%) 平成13の年度までで 450億円

(注) 別途、復興宝くじに係る収益金が基金の事業費に充当されている。

#### (6) 事業内容

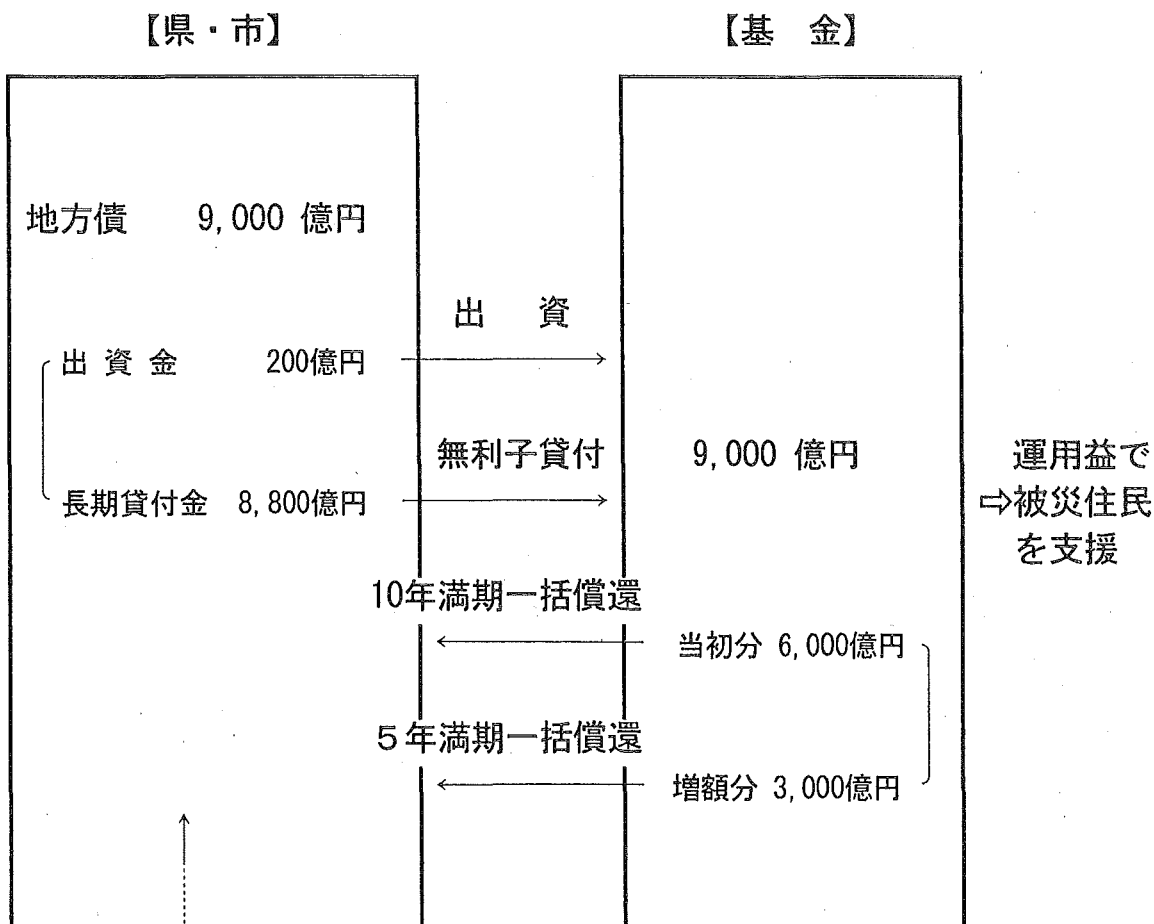
- ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- ・被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- ・被害を受けた中小企業者の事業再建等産業の復興を支援する事業
- ・被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- ・その他、被災地域の早期かつ総合的な復興を支援する事業

## 2 地方財政措置

阪神・淡路大震災の被害の甚大性等のかんがみ、早期復旧、復興への各般の行政施策を補完するため、以下の地方財政措置を講じている。

- ア 基金に対する県・市の出資金（200億円）及び無利子長期貸付金（8,800億円）に対して地方債を許可（平成7年度・平成8年）
- イ 長期貸付金に係る地方債の一定割合については、その利子の95%を普通交付税により措置（平成8年度～17年度）

## 3 基金の仕組み



地方債9,000億円のうち、7,000億円（うち増額分に係る分2,000億円）に係る利子の95%を普通交付税措置



平成7年度補正予算等における阪神・淡路大震災対策の概要

1 被災地における生活の平常化支援

被災地ではなお3万数千人の住民が避難所等で不自由な生活を送っているという状況に対応するため、応急仮設住宅及び高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の適時適切な供給を進めるなどによって、早期に避難所を解消することとし、被災地における生活の平常化を支援します。

(1) 応急仮設住宅の建設等

応急仮設住宅約1万戸を追加し、平成6年度第2次補正予算と合わせて約4万戸を整備します。

(2) 災害弔慰金の支給等

遺族に対する災害弔慰金の支給、被災世帯の生活の立て直しに資するための災害援護貸付金の貸付を行います。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 応急仮設住宅等の災害救助費	219億円	853億円 〔予備費 148億円〕
○ 災害弔慰金の支給等	247億円	440億円

(注) その後、応急仮設住宅8,300戸を追加しました。また、高齢者・身障者等の入居する応急仮設住宅にエアコンの設置を決定しました(5月 日)。

2 がれき処理

がれきが復興の支障とならないよう、早期にがれき処理を進めることとして、平成7年度中に全てのがれきを市街地から仮置場・処分場等へ搬出し、平成8年度中にその焼却・埋立などの最終処分を完了します。

(1) 災害廃棄物処理事業

(2) 大型焼却炉の緊急整備

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 災害廃棄物処理事業 発生がれき量 1,428万トン	1282億円	343億円
○ 大型焼却炉の緊急整備 焼却炉 27基	75億円 焼却炉 23基	— 〔配分重点化 21億円〕 〔焼却炉 4基〕

### 3 二次災害防止対策

#### (1) 二次災害防止のための土砂災害対策

地すべり・がけ崩れの危険箇所、土石流危険渓流、被災した河川等における対策事業等を行い、出水期、台風期までに工事の完成を急ぐとともに、必要な応急措置を実施します。

#### (2) 災害関連緊急砂防等事業（宅地擁壁対策を含む）

住宅金融公庫融資等を活用した所有者による復旧を支援するとともに、公共事業による擁壁等の復旧や地元自治体による出水期に向けた応急措置を実施します。

#### (3) 二次的な災害に対する観測体制の整備

災害対策体制の強化を図るための地震機動観測装置等（地震計、震度計、雨量計）を整備します。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 二次災害防止のための土砂災害対策	677億円	22億円 〔配分重点化 15億円〕
○ 災害関連緊急砂防等事業 (宅地擁壁対策を含む)	600億円	70億円
○ 二次的な災害に対する観測体制の整備	—	4億円

### 4 港湾機能の早期回復等

神戸港はわが国の外国貿易の重要拠点であることから、おおむね2年を目途に港湾機能の回復を図ることとし、特に外国貿易用の施設の早期復旧を図ります。このため、本年10月末までに、仮設栈橋による2バースを含め、コンテナ埠頭10バースの暫定供用を図ります。

これにあわせ、阪神高速5号湾岸線、六甲ライナー、ポートライナーの復旧を完了させるとともに、港湾の機能の強化を図るため、民間の荷役業務の24時間化に伴い必要な体制整備等を推進します。

#### (1) 港湾施設及び海岸保全施設の災害復旧等

港湾機能の早期回復のため、被災した岸壁、防波堤等公共港湾施設、海岸保全施設や神戸港埠頭会社が保有するコンテナバース等の災害復旧を行う（神戸港六甲アイランドにおける仮設栈橋埠頭の整備（平成7年10月末供用予定）を含む）とともに、高規格外貿コンテナターミナルの整備等により、神戸港を中心とする港湾の機能強化等を図ります。

#### (2) 民間の港湾施設等の復旧に対する支援

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 港湾施設及び海岸保全施設の災害復旧事業等	3654億円	1199億円
○ 被災港の岸壁、防波堤等公共港湾施設や海岸保全施設の整備	—	—
○ 民間の港湾施設等の復旧に対する支援（産投特会繰入）	17億円	〔配分重点化 68億円〕 —

5 早期インフラ整備

(1) 鉄道

すでに東海道山陽新幹線やJR在来線は全面復旧していますが、地下鉄や阪神電鉄、阪急電鉄等の阪神間の全ての鉄道について9月頃までに順次運転を再開することを目標に復旧事業を進めます。

今回の地震により大きな被害を受けた鉄道施設の復旧に要する費用の一部を補助します。

(2) 河川等

(3) 道路

阪神高速5号湾岸線（魚崎浜～六甲アイランド北）を本年10月頃までに、また阪神高速3号神戸線を平成8年以内に供用を図ることを目標に復旧事業を進めます。

また、輸送ルート、住宅建設の促進等復興対策の推進に必要な道路、広域的なりだんだんシー確保のための道路の整備を行います。

(4) 都市施設

(5) 環境衛生施設

(6) 電力、ガス、通信等

電力・ガス・通信等のライフラインの早期復旧を支援するための低利融資を実施します。

(7) 工業用水道

工業用水道施設の災害復旧事業に対して地方公共団体へ補助します。

(8) 災害対策用通信機器等の配備

自治体に対し、移動通信用無線機、衛星地球局設備を無償貸与します。

項目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助	52億円	198億円
○ 河川等の災害復旧等	291億円	426億円
○ 道路の災害復旧	2919億円	1883億円
内 日本道路公団	(477億円)	(350億円)
阪神高速道路公団	(1630億円)	(467億円)
○ 輸送ルート、迂回ルート等の道路整備	85億円	236億円
		[配分重点化 40.9億円]
○ 下水道の災害復旧	21億円	410億円
○ 災害復旧と連携した下水道整備	—	29億円
○ 公営住宅等の災害復旧	60億円	705億円
○ 環境衛生施設の災害復旧事業等	292億円	110億円
内 水道施設の復旧	(282億円)	[配分重点化 82億円]
		(88億円)
廃棄物処理施設の復旧	(9億円)	[配分重点化 37億円]
		(22億円)
と畜場等の復旧	(1億円)	[配分重点化 45億円]
		(0.4億円)

○ 国土総合開発事業調整費 (各省庁が実施する復興対策事業及びこれに関連する事業に係る進度の調整)	5億円	— 〔配分重点化 2億円〕
○ 公園等の災害復旧	—	80億円
○ 電力・ガス・通信等ライフラインの復旧(産投特会繰入)	—	250億円
○ 工業用水道の災害復旧	—	42億円 〔配分重点化 2億円〕
○ 災害対策用通信機器等の配備	—	2.5億円

## 6 耐震性の向上対策等

主な土木構造物については、3月末までに、今回の地震にも耐えられることを目標とした復旧のための仕様等を決定し、被災施設の復旧等を進めます。今後、平成7年度の早い時期を目途に、地域の復興に向けて当面必要な検討を行います。

また、公共・公益施設について、耐震点検等を行い、必要な補強を実施します。

- (1) 耐震点検等を踏まえた公共施設の補強
- (2) 官庁施設(合同庁舎等)の災害復旧  
合同庁舎等について、耐震性の向上を図りつつ、復旧を行います。
- (3) ダムの管理設備等の耐震性確保等
- (4) 消火用水・生活用水確保のための河川・下水道等の整備

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 耐震点検等を踏まえた公共施設の補強	236億円	103億円 〔配分重点化 288億円〕
内 橋梁の補強	(150億円)	(38億円) 〔配分重点化 21億円〕
河川・海岸堤防等の補強	(38億円)	(65億円) 〔配分重点化 77億円〕
下水道の補強	(48億円)	— 〔配分重点化 190億円〕
○ 官庁施設(合同庁舎等)の災害復旧	204億円	95億円
○ ダムの管理設備等の耐震性確保等	—	— 〔配分重点化 11億円〕
○ 消火用水・生活用水確保のための河川・下水道等の整備	25億円	— 〔配分重点化 83億円〕

## 7 住宅対策

平成7～9年度の3カ年に、新たに11万戸の住宅を建設することとし、そのうち7万7千戸を公的供給住宅とするとともに、所得制限の撤廃、申込みの一元的受付・登録、高齢者・障害者等に対する優先的入居、所得に応じた家賃設定等の措置を実施します。

また、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図るなど、高齢者・障害者等に配慮した住宅整備、ケアハウスの積極的整備を進めます。

さらに、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等の積極的活用により、まちづくりと連携した住宅の整備を進めるとともに、輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の公的事業主体等による建設等を支援します。

(1) 公的賃貸住宅等の早期・大量供給

平成7年度補正予算により災害復興公営住宅、特定優良賃貸住宅、公団・公社住宅等1万3千5百戸に着手し、平成6年度第2次補正予算及び平成7年度当初予算配分（重点化措置を含む）に措置したものと合わせて、公的供給住宅計画戸数7万7千戸の2分の1に着手します。

(2) マンション建替の促進

優良建築物等整備事業を活用して被災マンションの建替等を促進します。

(3) 個人の自力による住宅の再建等の支援

大幅に拡充された住宅金融公庫による融資制度の活用によって、個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援する。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 被災者向け住宅確保対策	<p>969億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的住宅の供給 公的供給住宅 13,500戸に着手</li> <li>・マンションの建替の推進</li> <li>・住宅金融公庫融資の拡充等 被災者に対する災害復興住宅融資等に必要な事業費等の追加 建設・購入 約3万戸 補修 約3万戸 計 約6万戸相当</li> </ul>	<p>869億円 〔配分重点化 185億円〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的住宅の供給 公的供給住宅 16,000戸に着手 〔配分重点化 3,000戸に着手〕</li> <li>・マンションの建替の推進</li> <li>・住宅金融公庫融資の拡充等 災害復興住宅融資、既往貸付者に対する救済措置の拡充等</li> <li>・被災住宅再建対策事業の創設 被災者の住宅再建の初期負担を軽減するための助成の実施。</li> </ul>

8 市街地の整備等

必要な都市基盤の整備を行い、防災性に優れた市街地を整備するとともに、住宅・宅地の供給を推進するため、「被災市街地復興特別措置法」等を活用し、面的整備事業の積極的推進を図ります。

街並み・まちづくり総合支援事業等を活用して、専門家派遣等による住民が参加するまちづくり活動を支援し、地区計画等を活用した住民による良好な市街地形成を誘導します。

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備

被災市街地の早期復興と災害に強いまちづくりの推進のため、被災市街地復興土地区画整理事業、災害復興市街地再開発事業等を推進します。

(2) 定住促進団地整備事業

被災過疎地域における定住促進に資するため定住促進団地の整備を進めます。

(3) 被災市街地復興高密度基準点整備事業

復興対策事業の実施及び地籍の明確化の推進に資するため被災市街地において高密度基準点の整備を進めます。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備	229億円 (34地区で市街地再開発事業等を実施)	150億円 〔配分重点化 62億円〕 (27地区で土地区画整理事業市街地再開発事業を実施) (35地区で土地区画整理事業市街地再開発事業等を実施)
○ 定住促進団地整備事業	3億円	—
○ 被災市街地復興高密度基準点整備事業	7億円	—

9 雇用の維持・失業の防止等

雇用調整助成金を活用し、雇用の維持・失業の防止を図るとともに、被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の活用等により雇用の促進を図ります。

(1) 雇用調整助成金の特例措置の実施等

被災地内の事業主及びその下請事業主が労働者を休業させる場合等において、業種の如何を問わず雇用調整助成金制度を特例的に適用します。

(2) 雇用保険失業給付の特例支給等

被災による事業所の休業や一時的離職により賃金を受けられない被保険者に対する失業給付の特例支給等を行います。

(3) 労働災害防止等のための対策の推進

復旧・復興工事に従事する労働者に対する特別安全衛生教育、工事現場の巡回指導、石綿除去工事等における健康障害防止対策等を実施します。

(4) その他

集団面接会の実施、労災病院等の整備等を行います。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 雇用調整助成金の特例措置の実施等	(労働保険特別会計 395億円)	—
○ 雇用保険失業給付の特例支給等	632億円 (内、労働保険特別会計 527億円)	—
○ 労働災害防止等のための対策の推進	(労働保険特別会計 8億円)	—
○ その他	(労働保険特別会計 34億円)	—

## 10 保健・医療・福祉の充実

被災した医療施設の速やかな復旧を図るとともに、応急仮設住宅の入居者はじめ住民の保健医療対策について、精神保健も含め、県・市町の実施する事業を支援します。

また、社会福祉施設の速やかな復旧を図るとともに、緊急措置で施設に受け入れた高齢者、障害者等の家庭への復帰を図り、復帰できない者の施設での受入体制の整備、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの提供等を推進します。

- (1) 社会福祉施設の災害復旧事業等
- (2) 医療施設等の災害復旧事業等
- (3) 健康保険組合助成、国民健康保険助成  
一部負担金、保険料等の免除等の措置に対し、保険者への財政支援を行います。
- (4) 緊急歯科保健医療事業の推進
- (5) その他

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
(1) 社会福祉施設の災害復旧事業等	68億円	18億円
内 災害復旧事業	(56億円)	(12億円)
在宅福祉（ショートステイ）	(1億円)	(6億円)
老人ホーム措置費	(11億円)	(—)
(2) 医療施設等の災害復旧事業等	78億円	10億円
内 災害復旧事業	(38億円)	(10億円)
地域医療の確保（医療施設近代化整備）	(40億円)	(—)
(3) 健康保険組合助成、国民健康保険助成	231億円	—
(4) 緊急歯科保健医療事業の推進	5億円	—
(5) その他	49億円	145億円
内 生活福祉資金	(8億円)	(117億円)
母子寡婦貸付金	(6億円)	(6億円)
消費生活協同組合貸付金	(4億円)	(—)
環境衛生金融公庫出資金	(28億円)	(22億円)
神戸検疫所・神戸視力障害センターの復旧	(3億円)	(—)

## 11 文教施設の早期本格復旧等

被災した学校施設、社会教育・体育・文化施設、重要文化財等についての本格的な復旧等を推進します。

また、学校施設について、児童生徒等の安全の確保と応急避難所としての役割を踏まえた整備を図ります。

- (1) 被災学校施設等の復旧
- (2) 文化財の復旧  
被災した国指定文化財の本格復旧を実施します。
- (3) 奨学金の緊急貸与

- (4) 児童生徒の健康管理（メンタルヘルス）の充実  
被災地の児童生徒の心のケアを実施します。

## 1.2 農林水産関係施設の復旧等

中央・地方卸売市場、被災した農地、ため池等の農業用施設、林地、漁港施設等の速やかな復旧等を支援します。

### (1) 卸売市場施設の災害復旧等

卸売市場の復旧等について、平成7年度中に完了します。

### (2) 農地・農業用施設等の災害復旧

農地及びため池等の農業用施設の復旧について、関連事業も含め、平成7年度中に完了します。

### (3) 林野関係の災害復旧等

林地の復旧及び二次災害防止のための予防治山について、平成7年度中に完了します。

### (4) 漁港の災害復旧等

漁港の復旧及びこれと併せて行う漁港施設整備について、平成7年度中に完了します。

### (5) 農林水産業共同利用施設の災害復旧

農産物加工処理施設等の共同利用施設の復旧について、平成7年度中に完了します。

### (6) その他

動物検疫所等検査指導機関の施設等の復旧について、平成7年度中に完了します。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 卸売市場施設の災害復旧等	5.6億円	1.5億円
○ 農地・農業用施設等の災害復旧	13.8億円	2.1億円
○ 林野関係の災害復旧等	2.8億円	3.9億円
○ 漁港の災害復旧等	9億円	〔配分重点化〕 5億円 8.0億円
○ 農林水産業共同利用施設の災害復旧	1.4億円	〔配分重点化〕 5億円 —
○ その他	7億円	1.7億円
内 災害復旧のための施設資金の金利引下げに要する農林漁業金融公庫出資等	(—)	(1.3億円)
施設の安全性確認のための現地調査等	(—)	(4億円)
動物検疫所等検査指導機関の施設等の復旧	(7億円)	(—)

## 1.3 経済の復興

被災した中小企業に対し、政府系中小企業金融3機関の災害復旧貸付、中小企業事業団の高度化融資等により、操業の早期再開、共同化に対する支援等を実施します。

また、事業革新円滑化法等の活用も含め、高付加価値化や新分野への進出に対する支援等を講ずるとともに、被災地域で育ちつつある産業の芽を着実に発展させるための起業家支援等を推進しま



す。

さらに、海外企業等の立地を促進するため、海外企業等との国際交流を図るとともに、FAZ（輸入促進地域）制度及び総合保税地域制度の活用について、地元の意向を踏まえつつ、積極的に対応します。

(1) 中小企業対策

被災中小企業の資金調達の円滑化、操業の早期再開の支援等のため、中小企業関係政府金融機関や中小企業事業団への出資金の追加等を実施します。

また、災害復旧融資の特例の拡充、震災関係特例保険の運用期間延長、災害対策融資（体強）の貸付規模の追加、災害復旧高度化事業の拡充等を実施します。

(2) 情報化の推進、産業の誘致等

都市型情報システム災害対策基盤整備のための調査、復興事業計画策定のための調査、神戸・外国企業誘致セミナーの開催等を実施します。

(3) 研究開発の推進

国立研究所等の被災施設等の復旧を行います。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 中小企業対策	11.78億円	6.09億円
○ 情報化の推進、産業の誘致等	4億円	—
○ 研究開発の推進	2億円	—

1.4 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

(1) 被災者の権利保護促進のための法律扶助事業の補助

無資力被災者の権利保護のため、(財)法律扶助協会が行う法律扶助事業に対する補助金を増額します。

(2) 阪神・淡路大震災に伴う登記事務の適正処理

倒壊建物等の滅失登記等を適正かつ迅速に行うため、その事務処理経費を確保します。

(3) 国際フォーラムの開催

阪神・淡路地域の都市復興のための国際フォーラムを開催します。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 被災者の権利保護促進のための法律扶助事業の補助	3億円	—
○ 阪神・淡路大震災に伴う登記事務の適正処理	1.2億円	—
○ 国際フォーラムの開催	0.3億円	—

1.5 地域の安全と円滑な交通流の確保

警察施設・機能の早期復旧を図るとともに、復興期にかけての地域の安全と円滑な交通流を確保します。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 警察施設等の復旧事業等	24億円	66億円

#### 1.6 防災対策

災害に強い安全な地域づくりを進めるため、都市の骨格を形成する主要な道路、河川等により防災性の高い空間（防災軸）を整備します。

また、災害時において避難、救援等の防災の拠点となる防災安全街区、都市公園等の整備を推進します。

さらに、災害に強い情報通信基盤、ライフライン共同収容施設等の整備を進めます。

##### (1) 防災対策に資する都市公園の整備

耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の新規整備を含む都市公園の整備を行います。

##### (2) 河川・道路等の公共空間を活用した防災拠点等の整備

##### (3) ライフラインの確保のための共同溝等の整備

##### (4) 地震予知観測研究等の推進

GPS連続観測施設を整備するとともに、有馬—高槻—六甲断層系活断層調査や近畿地域西部における地震予知観測研究を実施します。

##### (5) 消防防災施設等災害復旧経費

消防庁舎、耐震性貯水槽、消防団拠点施設等整備事業等の復旧を行います。

##### (6) その他

海上自衛隊阪神基地隊の液状化した地盤の復旧及び崩れた護岸、燃料タンク、プール等の撤去・復旧を実施します。

また、測地基準点の復旧等を行います。

項 目	平成7年度補正予算	平成6年度第2次補正予算等
○ 防災対策に資する都市公園の整備	51億円	7億円 〔配分重点化 43億円〕
○ 河川・道路等の公共空間を活用した防災拠点等の整備	29億円	— 〔配分重点化 1.0億円〕
○ ライフラインの確保のための共同溝等の整備	4億円	9億円 〔配分重点化 3.6億円〕
○ 活断層調査・地震予知観測研究等の推進	60億円	30億円
○ 消防防災施設等災害復旧経費	1.5億円	1.2億円
○ 海上自衛隊阪神基地隊等の復旧	5.8億円	—
○ 測地基準点の復旧等	4億円	2億円
○ その他	7億円	5.4億円 〔配分重点化 1億円〕

#### 〔備考〕

上記の以外の施設の復旧等に要する経費及び地方交付税を加え、平成6年度第2次補正予算において10,223億円、平成7年度補正予算において14,293億円が計上されています。

平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災復興関連事業経費について

平成7年10月3日

阪神・淡路復興対策本部事務局

平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災復興関連事業経費について、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（平成7年7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）の課題に沿ってとりまとめると、以下のとおりである。

1 「生活の再建」のための諸施策

(1) 被災者の居住の安定のための住機能の充実

- 被災者向け住宅確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,194億円

ア 公的な住宅の供給

震災で住宅を失った被災者等に住宅を供給するため、災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅等を供給する。

また、公的住宅の供給に資する住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等を実施する。

（平成7年度から9年度で77,000戸を供給、うち今回の補正で約31,500戸、これを含めて約70,000戸が予算措置済）

イ ニュータウン開発及び関連する公共施設の整備

住宅供給のために緊急かつ必要不可欠なニュータウン開発及び関連する公共施設の整備事業を実施する。

- 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進・・・・・・・・ 1,032億円  
被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備に関連する土地区画整理事業、市街地再開発事業を実施する。

(2) 被災要介護高齢者等の支援策の充実

- 特別養護老人ホーム等の緊急整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 48億円  
要介護高齢者等のための特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等を緊急に追加整備する。

(3) 教育活動の回復のための諸施設の復旧

- 学校施設等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202億円  
被災した公私立学校施設、公立社会体育施設の復旧を行う。

(4) うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援

- 文化財の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1億円  
被災した重要文化財建造物の復旧を行う。

(5) その他

- ・ 災害救助費の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419億円  
 応急仮設住宅の追加建設（今回追加分を含め、48,300戸の計画戸数全てを8月10日に完成済み）などに要した経費を計上。
- ・ 災害援護資金にかかる国庫貸付金の追加・・・・・・・・・・・・ 734億円  
 被災世帯の生活の立て直しに資する災害援護資金の既貸付け分及び受付期間の延長（10月末日まで）により見込まれる所要額を追加計上する。
- ・ 要保護及び準要保護児童生徒援助・・・・・・・・・・・・・・ 17億円  
 被災した児童生徒の保護者に、学用品費、医療費、学校給食費等の給与を行う市町村等に補助を行う。
- ・ 阪神・淡路大震災に伴う登記事務の適正処理・・・・・・・・・・・・ 6億円  
 倒壊建物等の滅失登記等を適正かつ迅速に行うため、原則として建物所有者の申請によるところを職権で行うこととし、その事務処理経費を確保する。

2 「経済の復興」のための諸施策

(1) 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備

- ・ 国際物流機能の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66億円  
 神戸港等の一日も早い復興により、経済や生活の基盤を確保し、物流機能の回復を図るとともに、近畿圏ひいては我が国の国際競争力を強化するため、大水深コンテナターミナルの整備等により国際物流機能の拡充を図る。
- ・ デジタル映像通信に関する研究開発・・・・・・・・・・・・・・ 45億円  
 遠隔地の複数の者がネットワークを活用して一つのデジタル映像を共同制作することを実現するために必要な通信技術を開発する。
- ・ 共同利用型の研究開発施設の整備・・・・・・・・・・・・・・ 31億円  
 通信・放送機構への業務追加により、研究開発のための基盤的施設（光ファイバ網上の最先端のネットワーク環境を擬似的に再現できる実験施設）を整備し、これを、民間企業の新サービス開発等のために提供する。

(2) 経済復興に資する産業支援体制の整備

- ・ 民活法による産業復興に資する基盤施設整備の補助等  
 民活法による産業復興に資する基盤施設整備を促すため、平成7年度事業について、民活補助金の補助対象事業費の割合の引き上げを行う。
- ・ 中小企業支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204億円  
 ア 災害復旧高度化事業の貸付規模の確保のための中小企業事業団への出資  
 阪神・淡路大震災に係る既往の高度化事業施設の復旧等のための災害復旧高度化事業の実施に要する資金として、中小企業事業団への出資の追加を行う。

イ 中小企業組合等の共同施設等に対する災害復旧費補助金の追加

事業協同組合、商店街振興組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、兵庫県が災害復旧経費の3/4以上を補助した場合、国は兵庫県に対し災害復旧経費の1/2を補助。

- ・ 震災地域における産業高度化システム等の開発・・・・・・・・・・ 50億円  
高度な情報技術を用いて、被害を受けた既存産業の再活性化、新規産業の誘致、災害に強い街づくりを行うためのシステムの開発等を行う。
- ・ 産業復興支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1億円  
被災地域の産業復興を円滑に行うため、復興に係る企画・調査事業、新産業創出等各種プロジェクトの実施を支援する。
- ・ ファッション産業復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1億円  
「神戸ファッション産業復興支援センター（仮称）」の行う事業に必要な情報機器、資料等の整備を支援する。
- ・ 災害に強い工業用水道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1億円  
阪神・淡路大震災による工業用水道施設の被害にかんがみ、兵庫県内の工業用水道の耐震性の向上等のため補助を行う。

(3) その他

- ・ 港湾施設の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144億円  
被災した岸壁、防波堤などの公共港湾施設及び神戸港埠頭公社が保有するコンテナバース等の復旧等を行う。
- ・ 道路、河川等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253億円  
被災した主要な道路、河川等の公共施設の復旧等を行う。

3. 「安全な地域づくり」のための諸施策

(1) オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり

- ・ 幹線道路等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 918億円
  - ア 格子型幹線道路ネットワークの整備  
安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、格子状幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等の整備事業を実施する。
  - イ 輸送路、迂回路等の整備  
緊急輸送路や広域迂回路の一部を形成する幹線道路等及び避難路ネットワークや災害危険市街地における緊急活動を支援する路線等、格子状幹線道路ネットワークを補完する一般道路の整備事業を実施する。
- ・ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備・・・・・・・・・・・・ 846億円
  - ア 防災拠点となる都市公園等の整備・・・・・・・・・・・・（373億円）

広域防災拠点となる広域公園等、一次避難地となる身近な都市公園等及び延焼遮断空間となる広域防災帯の整備事業を実施する。

イ 土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（ 157億円）

二次災害防止や避難路、避難地の安全確保等に資する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施する。

ウ 公共施設の耐震性の向上・・・・・・・・・・・・（ 316億円）

耐震性向上のための道路橋の補強を実施する。

新耐震基準に基づく下水道施設の整備・改良等を実施する。

ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の補強を実施する。

・ 市街地復興の支援等に資する港湾の整備・・・・・・・・ 140億円

市街地と人工島を結ぶ連絡道の被災により人工島が孤立した反省を踏まえ、港島トンネルの整備により人工島へのアクセス路の多重化を図るなどにより、国内物流機能の強化及び臨海部の再開発等を推進する。

・ 臨海部の防災機能の強化・・・・・・・・・・・・ 34億円

震災時の緊急輸送や避難地確保の重要性にかんがみ、避難緑地等を備えた防災拠点を整備する。

・ 海岸保全施設の整備・・・・・・・・・・・・ 7億円

地震時に背後地域を防護するため、耐震化や液状化対策など海岸保全施設の防災機能を強化する。

・ 治山施設等の整備・・・・・・・・・・・・ 25億円

山腹崩壊・地すべり・ため池決壊・高潮などから人の生命、財産等を保護するための治山施設や地すべり防止施設の整備、老朽ため池の改修補強、海岸の整備等を推進する。

・ 農山漁村における農道等の整備・・・・・・・・・・・・ 7億円

緊急時における車両通行の円滑化のための農道等の整備、災害時に避難所として活用し得る広場、公園等の整備を推進する。

## (2) 防災性を有するライフラインの整備

・ 水道施設の耐震化等整備・・・・・・・・・・・・ 103億円

水道施設の耐震性向上や緊急時の給水を確保するため、災害に強い水道施設の整備を推進する。

・ 災害に強いライフライン共同収容施設の整備・・・・・・・・ 20億円

災害時におけるライフライン確保の観点から、幹線共同溝及び電線共同溝の整備事業を各事業者と調整を図りつつ実施する。

## (3) 応急災害対策に資する公共施設の整備

・ 緊急時の消火・生活用水等の確保対策・・・・・・・・ 202億円

下水道処理水の活用のための高度処理施設等の整備を実施する。

- 消火用水等の取水施設や階段護岸の整備等のための河川事業等を実施する。
- ・ 農漁村における集落排水施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7億円  
循環利用が可能な生活・防火用水を確保するとともに、快適な生活環境基盤を整備するため、集落排水施設等の整備を推進する。
  - ・ 災害に強い漁港の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2億円  
緊急食料の輸送や救援活動の拠点として活用し得る漁港の整備を推進する。(4)
  - その他
  - ・ 地域安全対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17億円  
阪神・淡路大震災の復興に際し、地域住民の不安感の払拭に努めるとともに治安の維持に万全を期するため、地域警察の機能強化のための無線警ら車等の車両、防災対策強化のためのヘリコプターテレビを装備した中型ヘリコプターの整備等を行う。

4 その他

- ・ 復興対策事業の進捗調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4億円  
阪神・淡路大震災復興関連事業の推進を図るため、国土総合開発事業調整費を活用し、各省庁が実施する事業間の進捗調整等を行う。

合 計 7, 782億円  
(端数整理の関係で個別事業費の合計と上記合計額とは一致しない)

5 なお、上記諸施策の円滑な実施のために、次の方策を講じる。

- (1) 復興対策事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体に対する支援を拡大。
  - ・ 公営住宅建設に当たっての住宅・都市整備公団の用地及び住宅の活用
  - ・ 土地区画整理事業の補助の拡大（幅員6m以上の都市計画道路、仮設住宅等）
  - ・ 市街地再開発事業の補助の拡充（広場等）及び住宅・都市整備公団の活用
- (2) 平成7年度第2次補正予算における復興関連事業のうち、一般公共事業、災害復旧事業等に係る地方負担額については、原則として地方債により全額措置するとともに、その元利償還金については、後年度普通交付税の基準財政需要額に算入することとする。

特に被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業及び市街地再開発事業（街路分）については、国庫補助対象の拡大等にあわせ、その地方負担額について、事業の円滑な推進を図るため、所要の地方財政措置を講じることとする。